

空家等解体・除却の補助金を受けるための条件

1 建物

- ・現に危険な状態にある木造（一部軽量鉄骨造を含む。）の家屋であること。
→伊万里市に特定空家等と認定されていること。
- ・所有権以外の物権（賃借権含む。）が設定されている場合、権利者全員から除却の同意が得られること。
- ・建物の名義が共有名義である場合、共有者全員から除却の同意が得られること。

2 対象者

- ①・伊万里市に助言若しくは指導又は勧告を受けた者
 - ・当該空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税の家屋課税台帳又は納税通知書）に所有者として記録されている者又はその相続人
 - ・伊万里市暴力団排除条例に規定する暴力団等でない者
 - ・補助金の交付申請時において、市税等の滞納がないこと。
- ②・①から当該空家等の除却について同意を得た者又は非営利団体

※特定空家等とは

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であるとして市が認定した空家等。

上記のすべてを満たした上で、

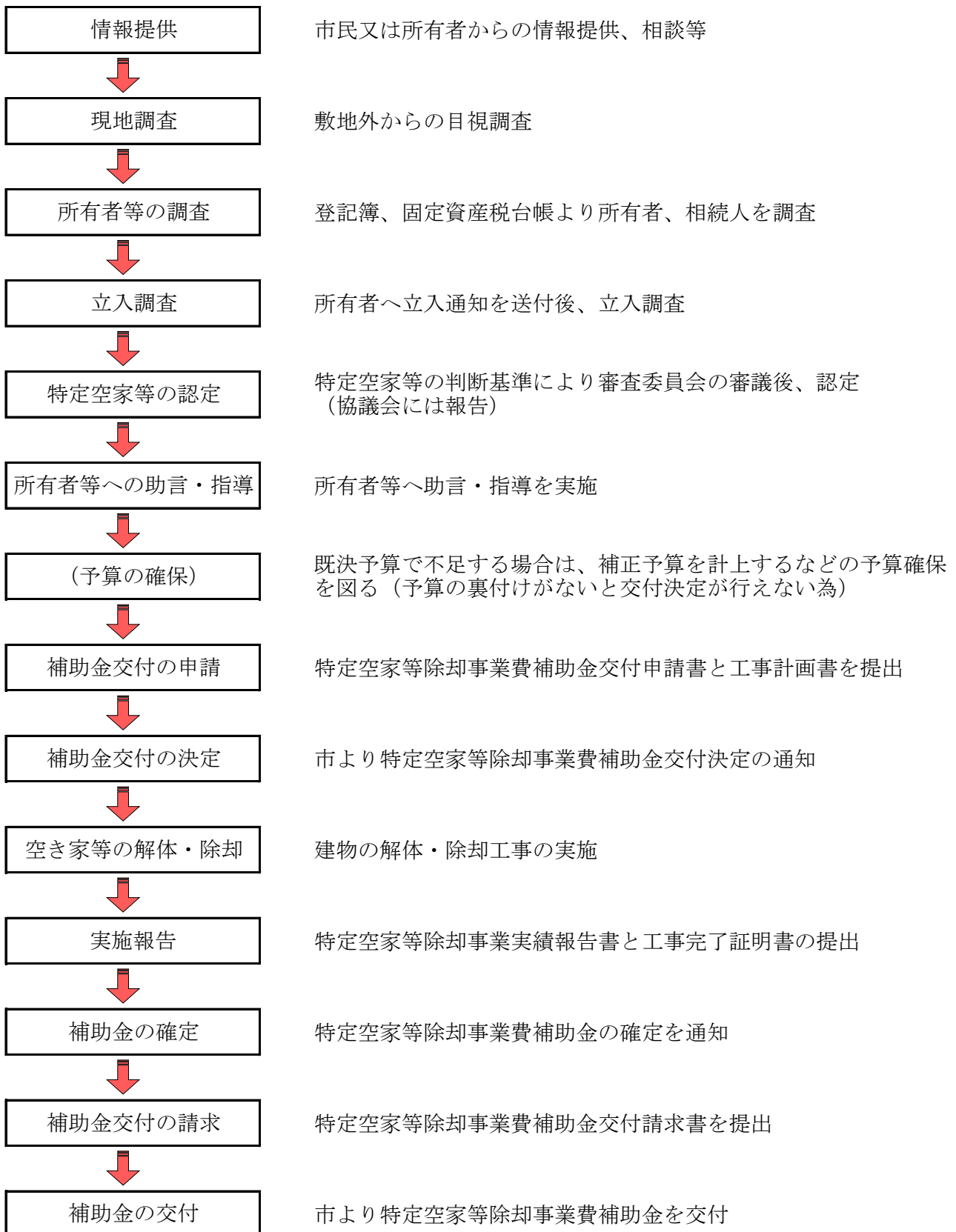
建設業法の規定による許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた、市内に本店若しくは支店を置く法人、又は市内に住所を置く個人事業者に工事を依頼する必要があります。

3 補助額

補助金交付の対象は、空家等の解体並びに資材等の運搬及び処分に要する経費とし、その経費の5分の4又は100万円のいずれか低い額が補助金の額となります。

伊万里市都市政策課
住宅・空家対策係
0955-23-2464

特定空家除去事業費補助金交付までの流れ



※交付の決定より先に解体・除却されると、補助金を交付できなくなります。
不明な点があれば、都市政策課 住宅・空家対策係までご連絡ください。